

公立大学法人公立鳥取環境大学役員報酬規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

2 鳥取県又は鳥取市の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ引き続き役員となった者（以下「派遣役員」という。）については、前項の報酬に加えて、扶養手当及び住居手当を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程（平成24年4月1日鳥取環境大学規程第45号）の適用を受ける職員を兼務する役員（以下「兼務役員」という。）の報酬は、兼務役員手当とする。

(報酬の支払い)

第3条 役員に対する報酬の支払いについては、公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第6条の規定を準用する。

2 常勤の役員報酬からの控除については、給与規程第6条の規定を準用する。

(給料)

第4条 常勤の役員の給料の月額、次のとおりとする。

区分	給料の月額
理事長	921,000円
副理事長	720,000円以内で理事長が定める額
理事	720,000円以内で理事長が定める額

(通勤手当)

第5条 通勤手当、扶養手当及び住居手当は、給与規程第10条、第11条及び12条の規定に準じて支給する。

(期末特別手当)

第6条 期末特別手当は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。それぞれの基準日前1か月以内に退職し、解任され、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、次項に定める期末特別手当基礎額に100分の152を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 期末特別手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、解任され、又は死亡した役員にあっては、退職し、解任され、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき給料の月額に100分の145を乗じて得た額とする。

4 第2項に規定する在職期間には、派遣役員が鳥取県又は鳥取市の職員としての在職期間を含

むものとする。

(日割計算等)

第7条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料を支給する。

- 2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給料を支給する。
- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により給料を支給する場合における日割り計算の方法については、給与規程第7条の規定を準用する。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事 日額 26,200円
- (2) 監事 日額 26,200円

- 2 前項の規定にかかわらず、一週間に15時間以上勤務する非常勤の理事(以下「常勤に準じた非常勤理事」という。)については、月額300,000円以内で理事長が別に定める額を支給する。

(非常勤役員の通勤手当)

第9条 非常勤役員に支給する通勤手当は費用弁償として、公立大学法人公立鳥取環境大学職員旅費規程に基づき支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤に準じた非常勤理事に支給する通勤手当は、第5条に規定する通勤手当に準じて理事長が別に定める額を支給する。

(兼務役員手当)

第10条 兼務役員手当の額は月額100,000円以内で理事長が別に定める額とする。

- 2 新たに兼務役員となった者には、その月から兼務役員手当を支給する。
- 3 兼務役員が退職し、解任され、又は死亡した場合は、その月まで兼務役員手当を支給する。

(準用)

第11条 役員の報酬の支給に関し、この規程に定めがない事項については、職員の例による。

(委任)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第1号)

この規程は、平成25年1月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年規程第22号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第35号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第14号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年3月19日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人鳥取環境大学役員報酬規程の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(報酬の内払い)

- 3 第1条の規定による改正後の公立大学法人鳥取環境大学役員報酬規程の規定を適用する場合

においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人鳥取環境大学役員報酬規程に基づいて支給された報酬は、第1条の規定による改正後の公立大学法人鳥取環境大学役員報酬規程の規定による報酬の内払いとみなす。

附 則（平成28年規程第4号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年1月28日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学役員報酬規程の規定は、平成27年12月1日から適用し、第2条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学役員報酬規程の規定は、平成28年1月1日から適用する。

（報酬の内払い）

- 3 第1条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人公立鳥取環境大学役員報酬規程に基づいて支給された報酬は、第1条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学役員報酬規程の規定による報酬の内払いとみなす。

附 則（平成28年規程第15号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第65号）

この規程は、平成28年11月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第20号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第3号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第8号）

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

附 則（令和5年規程第23号）

- 1 この規程は、令和5年12月21日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学役員報酬規程（次項において「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の定めに基づいて支給された報酬は、それぞれ改正後の定めの規定による報酬の内払いとみなす。